【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月28日
【会社名】	髙木証券株式会社
【英訳名】	TAKAGI SECURITIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　吉　原　康　夫
【最高財務責任者の役職氏名】	―
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田一丁目３番１－400号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号) 髙木証券株式会社　東京本部 (東京都中央区日本橋室町一丁目８番３号) 髙木証券株式会社　名古屋支店 (名古屋市中村区那古野一丁目47番１号) 髙木証券株式会社　越谷支店 (越谷市南越谷一丁目20番15) 髙木証券株式会社　横浜支店 (横浜市西区北幸二丁目５番３号) 髙木証券株式会社　西宮支店 (西宮市甲風園一丁目10番11号) 髙木証券株式会社　津田沼支店 (船橋市前原西二丁目14番２号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 吉原康夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会が平成19年２月に公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年３月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その評価結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす内部統制上の要点を識別し、当該要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社２社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めず評価対象としておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、会社を「重要な事業拠点」として選定し、重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として純営業収益、トレーディング商品および信用取引資産・信用取引負債に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。